

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償 (1) (土地損失補償)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673

平和条約と一九条との関係

三十二回(答) (答) (答)

米軍によつて使用されている沖繩の土地等に関する
対日平和条約発効前の損失補償について(回答案) 政府意見
標記の件に関する昭和三十一年十一月六日付の御照会に対し左記の
通り回答致します。

記

陳情者は、終戦後平和条約発効までの間における米軍進駐による強
制収用によつて蒙つた沖繩住民の財産上の損失につき、米國が、対日
平和条約第十九条の規定による日本政府の請求権放棄の理由をもつて
その補償を拒否しているとして、日本政府において本土各都道府県に
おけると同様の処置を行われたい趣旨の要望を致している。
しかし沖繩は昭和二十一年一月二十八日に日本國から政治上行政上
分離され、直接軍が占領行政を行い、沖繩住民の土地使用等について
は日本政府は何等関与することができず、また、平和条約発効後にお
いても引き続きその施政権を行使している等の關係上沖繩の土地使用等
の損失につき日本本土におけると同様に使用料の支払その他の補償を

行う責任を負うべきものではないと考える。
しかし沖繩は当面平和条約第三条の規定に基き米國がその施政権
を行使しているので、施政権者たる米國が沖繩住民の福祉向上のため
必要な措置を行うべき立場にあるものであり、また、米國は昭和二十
五年七月一日から平和条約発効前までの土地使用料等一五、五、四、四
二六、B円を講和発効後において支払つている事実もあるので、政府と
しては沖繩住民の地位が改善されるよう米國に対し取敢えずその善処
方を要望する考である。

事務次官

條約局長

條約局第三課長

本署は米軍二十五年一月一日の公告を以て引續き行われたる本件に關する同條約を以て
提出す。此の條約に依りて準備すべきものがある。 条約局第二課長

米軍によつて使用されてゐる沖繩の土地等に関する
対日平和条約発効前の損失補償について

標記の件に關し政府の所見を求められたので左記のと
り回答する。

記

米軍によつて使用されてゐる沖繩の土地等に関する対日
平和条約発効前の補償については政府としてはその詳細
な実情を知らず、昭和二十七年四月三十日附極
東軍総司令部發 琉球軍司令官宛 琉球列島米國
民政府に關する指令中ガリオア物資売上から生ずる全
資金を繰入れる用途の見返資金を設定し、その資金は
昭和二十五年七月一日以前米國の使用せる民財産の使用料
の支松等の用途に充てる旨、並に民政副長官は合衆國

總理府

政府が一時的に必要なとする財産の徵發又は皆用を行つた
とが出来るが、昭和二十五年七月一日以降に於いては、これら
の財産の使用料を割当資金の中から支払う必要がある
旨規定し、これに基いて昭和二十五年七月一日から平和条
約発効前までの土地使用料等は、一五、三五、四、四二、六、四
が支払われていることが判明してゐる。
しかしして平和条約第十九條の規定により一般的に条約
の効力発生前の連合國及びその國民に対する日本國及び日
本國民の請求権を放棄してゐるのであるが、同規定に
日本國領域に沖繩が含まれること及び同規定に
日本國民に對する請求権を放棄してゐることは、出
来ないので、外交
上の保護權として沖繩住民の損失の補償を日本國が米國
に對して請求することは困難である。
しかしながら沖繩は昭和二十一年一月二十八日に日本國より

秘

回覧番号
ア一 1384

アジア局
31.11.9
局長附

沖繩住民の
請求権
は米國
に對して
放棄され
てゐる

政治行政上分属、直接米軍が占領行政を行つてあり
沖縄住民の使用等については何等日本国は関与せず、且つ
また平和条約発効後においても引続き米国はその施政
権を行使して、^{昭和}沖縄の土地使用等の損失につき日本
本土に於けると同様に使用料の支払その他補償等を行
う責任を負うべきものと解釈する。

なお平和条約第十九条の規定は日本国民は日本国とは
別個の権利の主体であるから国民自体の請求権を放棄
したものではないと考へるので、沖縄住民が米国に対して損
失の補償を要求することは可能である。これに対し米国
が如何なる措置をとるか、は沖縄に施行する米国の法令上
の問題であるが、米国は現在平和条約第三条の規定に基き、
沖縄に於ける施政権を保有しているので米国の行為による
損失の補償その他住民の福祉の向上については凡て米国が

総 理 府

責任を負う立場にある。従つても米国がその責任を果
さない場合においては、日本国としては沖縄の領土権がな
日本国に残存し、^{条約}沖縄住民が日本の国籍を保有する關係
から、^{條約}便令平和条約第十九条の規定により外交上の請求権を
放棄しているといへ、米国が沖縄の住民の福祉の向上につ
きその果すべき責務を遂行するよう要請する必要があ
るものと考えらる。

米国の
責任を
負う
立場に
ある
従つて
も米
国が
その
責任
を果
さない
場合
にお
いて
は日
本国
とし
ては
沖
繩の
領土
権が
な
日本
国に
残存
し、
沖
繩
住
民が
日
本
の
国
籍
を
保
有
す
る
關
係
から
、
便
令
平
和
条
約
第
十
九
条
の
規
定
に
よ
り
外
交
上
の
請
求
権
を
放
棄
し
て
い
る
と
い
へ
、
米
国
が
沖
繩
の
住
民
の
福
祉
の
向
上
に
つ
き
そ
の
果
す
べ
き
責
務
を
遂
行
す
る
よ
う
要
請
す
る
必
要
が
あ
る
も
の
と
考
え
ら
る
。

次官重

官房長

條約局長

アジア局長

アジア局第一課長

講和発効前の土地補償問題の件

三十二

吉元(沖繩市町村会会長)及び桑江(土地連合会長)の両氏

は本十日午後三時を来訪、本件について先般上京し

大際商談の上程されるというお話し、希望をもつて沖繩

に於ては、去る六月の沖繩タイムス紙に石井南運

司局長が五日の口会において本件について日本政府が補

償義務がないといふたような趣旨の発言を行つた日の報

外務省

31.12.13

ア-1603

局長附

川本利吉君
は法事協会の代表者

道がなさい右の現地に於て大きな反響を生じ、同日自

達二名がスティーブス総領事と面接した、同総領事の談話

は別添のようである、この新事態に鑑みて急遽一昨日上京

した。

石井司局長に以上を合見しておらず、その真意を確か

得ないか、南運司局長が大蔵省の見解と陳述されたこと、

念ひあり、二十日位まで東京するが、この両関係者の

外務省

前回の会議を催し政府政見の意見を^附に^右と考へてゐる。

祖國政府として特別の^ス総領事法^のお^うぬ本内題^のこと

米口を^出馬とすこと^は祖國の^期待する^中に^民米口^に

さ^らな^りと^か大^きく祖國との^商の^溝を^出来^ることと^を憂^慮す

。自今達としては^神債とい^はぬ^まい^も見^え舞^金の^形式が

何^れの^い何^れの^商側^を見^てく^中の^ことと^を切^望する^のが^ある。

（在り）
（当課来訪前）

本件趣旨は^長にお^伝え^して^ある^中に^参考^の方^の土地債

資料審查^の用^に土地収容委員^会にお^かき^米側^供託^資料^を持^参る^事を^考へ^られた。

◎日ソ国交回復は話し合いの精神の勝利
モスクワ放送強調

(HPI東京)十日夜のモスクワ放送は「日ソ国交正常化に
よせて」と題する解説放送を行い、次のように指摘した。

- 一、日ソ国交回復はその事実そのものが国際関係における話し合
いの精神の勝利の一例として大きな意義をもっている。日ソ
関係の主要な原則をなしている共同宣言の条項には平和共存
の思想が置かれていることは容易に指摘できる。
- 一、経済関係についてのとり決めも第一義的な意義をもっている。
ソ連はかつて日本の貿易の競争者であつたことはなく、むし
ろソ連は日本から工業製品を輸入し、原料を供給することか
できる。日本の貿易が米、米との競争でとくに大きな困難を
感じていただけに、日ソ貿易はなおさら重要な意義をもつ。
- 一、日ソ国交の全面的な調整への道をふみだす重要な一歩となる
ものは、両国が平和条約締結のための交渉を外交関係回復後
に継続することに同意した点である。このさいソ連は日本の
希望にこたえ、日本国家の利益を考慮して、平和条約締結後
ハボマイ、シコタン諸島を日本に引渡すことに同意し、また
賠償要求を放棄した。

沖繩における軍用土地問題に関するステープス
総領事談話 (昭和三十一年十二月六日)

現地米軍最高責任者の一人は、(ステープス総領事) 沖繩における講和前の補償について、十二月五日の衆議院外務委員会における政府当局の発言に対し、概ね次のような要旨の談話を沖繩現地における責任ある地位の代表者に非公式に表明した。

講和条約発効前の土地等の補償に対し、日本政府が、沖繩に対する責任を負わないとする説を正式に聞いたことはない。
若し、そのようなことがあるとすれば、沖繩は日本の領土であり、住民は日本国民であるとする日本政府には珍らしい行き方であり、重大にして興味ある問題である。

米國が沖繩の統治権を公式に握ったのは一九五三年四月二十八日の平和条約締結の日からである。それ以前は日本政府は東京を復興させると同様に沖繩も復興させねばならなかった。米國は日本政府に対し非常に寛大であった。比島もビルマもインドネシアも多額の賠償を要求してはいるが、米國は日本の財政の困難を思つて賠償を要求していない。然し、日本政府の力で出来るだけの占領期間中の占領に要する費用は日本政府が責任をもつてもらうようにした。沖繩においてもそのことに変更はない。沖繩が戦

争中より日本の領土であり、住民が日本国民であるとする日本政府は日本国占領から生じた沖繩に対するこの費用に対し責任がないのは珍らしい。君たちは、このような重大な問題を個人又は民間の二団体が日本政府と折衝することは、こじらばならないかとそれをおそれるものである。沖繩の外交権は米國政府が握っているから、主席、民政官、副長官と、そのルートを通じて正式に米國政府から日本政府に交渉させなさい。日本も友達の国であるし、すぐにこの問題を、こちらから持出て行くと日本政府を狼狽させることになるので、そつさせたくない。一日も早く正式に琉球政府を通じて

やりなさい。米國は君達の要望が叶えられるよう最善の努力をするであらう。

なお一九五〇年七月一日から講和前まで一部の土地に金を支払ったのは、アメリカの厚意ある贈物で何ら補償と関係のないことである。

(註) ステーブス氏は沖縄駐在の米國総領

事であると共に現地米軍の最高政治顧問である。

單純封土権

日本赤十字社理事長宛
口野村町沖繩市野村吉三郎
半信半疑の件と南洋軍の米も困難
従って米の採集は如何なる困難を伴ふかの問題。

大塚

昭和三十一年十一月六日

自由民主党沖繩問題特別委員会

委員長 野村 吉三郎

委員 長 野村 吉三郎

内閣総理大臣 佐藤 栄作

米軍によつて使用されてゐる沖繩の土地等に関する対日平和条約

発効前の損失補償について

よきには、沖繩市町村長会及び沖繩市町村軍用土地委員会連合会より本委員会に対し
別紙のとおり標記の件に関する陳情があつたが、本件取り扱いについての参考を致し
たいので、本件についての政府の所見を伺いたい。



米軍によって使用されている沖縄の土地等に関する対日平和条約
条約前の損失補償について

標記の件に関し政府の所見を求められたので左記のとおり回答する。

記

米軍によって使用されている沖縄の土地等に関する対日平和条約条約前の損失の補償に
ついては政府としてはその詳細な実情を熟知していないが、昭和二十七年四月三十日附極
東軍總司令部長、琉球軍司令官宛「琉球列島米国民政府に関する指令」中「オリオア物資売
上から生ずる全資金を繰入れる別途の見返資金を徴定し、その資金は昭和二十五年七月一
日以前米国の使用せる民財産の使用料の支払等の使途に充てる旨」並に民政副長官は合家
国政府が一時的に必要とする財産の徵収又は借用を行うことが出来るが、昭和二十五年七
月一日以降においては使用者たる米国民政府代行機関はこれらの財産の使用料を割当資金の
中から支払う必要がある旨規定し、これに基づいて昭和二十五年七月一日から平和条約条約
前までの土地使用料等は二、五、三、五、四、二、六、百円が支払われていることが判明している。

しかし平和条約第十九条の規定により一般的に日本国は条約の効力発生前の連合国及
びその国民に対する日本国及び日本国民の請求権を放棄しているのであるが、同規定にい
う日本国領域に沖縄の地域が含まれず、また同規定にいう国民に沖縄住民が含まれないと
断定することは困難であるので、外交上の保護権として沖縄住民の損失の補償を日本国が
米軍に対して請求することには問題があらう。

しかしながら沖縄は昭和二十一年一月二十八日に日本国より政治上分離され直接
米軍が占領行政を行っており沖縄住民の土地の使用等については何等日本国は関与せず、
且つまた平和条約条約前においても引続き米軍はその施政権を行使しているため、沖縄の
土地使用等の損失につき日本国が上におけると同様に使用料の支払その他補償等を行う責任
を負ふべきものではないと解する。

なお平和条約第十九条の規定は日本国民は日本国とは別個の権利主体であるから国民自
体の請求権を放棄したものでないと考えらるため、沖縄住民が米軍に対して損失の補償を
要求することは可能である。これに対し米軍が如何なる措置をとるか、沖縄に施行する
米軍の法令上の問題であるが、米軍は現在平和条約第十九条の規定に基づき沖縄における施政

権を保有しているので米国の行為による損失の補償その他住民の福祉の向上については凡て米国の責任を負う立場にある。従つてもし米国がその責任を果さない場合においては、日本国としては沖綏の領土権が日本国に残存し、沖綏住民が日本の国籍を保有する關係から、仮令平和条約第十九条の規定により外交上の請求権を放棄してゐるとしても、米国が沖綏の住民の福祉の向上につきその果すべき責務を遂行するよう要請する必要があるものと考へる。

秘

次官

局長

官房長

このように思ふべきなり

アジア局長
平和条約発効前における沖繩における米軍
使用土地に対する補償の請願について

（昭和三一・一〇・三〇民事局）

平野局長官房長

31.11.31
局長印

條約局長

條約局第三課長

本請願の趣旨

終戦後平和条約発効前、米軍が沖繩において使用した民間土地
については、米軍は、これまで権利者に対して補償をなさず、ま
た、ブライリス勸告においては、平和条約第十九条(四)項を根拠とし
て、米國政府に補償義務がない旨の意見が述べられている。本請
願は、平和条約発効にいたるまでの米軍の無償土地使用による住
民の困窮を訴え、本土におけると同様日本政府によつて損失の補
償がされるべきことを要望するものである。(要望補償額は、百
七十億円である。)

二 問題点に対する意見

1 平和条約発効前の原因によつて生じた日本国および日本國民
の連合国および連合國民に対する請求権の放棄を定める平和条

約第十九条(四)項の規定は、本件の沖繩における米軍の土地使用
による損失補償請求権についても適用があるものと解される。
したがつて日本国としてはもとより、沖繩における被使用土地
の所有者その他の権利者も、米國政府に対して補償の請求をす
ることはできないといわなければならぬ。

條約第十九条(四)項が沖繩については適用がないとの見解
(大蔵省)、あるいは、同条は沖繩についても適用がある
が、同条の規定によつては日本國民個人の有する請求権は
消滅しないとの見解(法制局)は、いずれも根拠に乏しく、
対米交渉の基礎とすべき法律的根拠とはなし得ないものと
考えられる。

2 上記のとおり、米軍の土地使用による沖繩住民の米國政府に
対する損失補償請求権が条約第十九条(四)項の規定によつて消滅
したとしても、日本政府が当然に権利者たる沖繩住民に対し
て法律上の補償義務を負うにいたるものではないと解する。

受付
31.11.5
官房長印

回覧番号
ア-1348

日本国が連合国との間に平和条約を締結し、その中において請求権の放棄を定めたことは、国家公権力の違法な行使として国家の不法行為となるものでないことはいりまでもなく、また憲法第二十九条第三項にいう「私有財産を公共のために用いること」にも該当するものではない。憲法の右の規定は、土地収用その他の公用徴収に関するものであつて、平和回復のためのやむをえざる措置として日本国が一般的に日本国民の連合国およびその国民に対して有する請求権を放棄するが如きは、立法権の作用として憲法上当然になしうるところであり、かかる請求権の放棄によつて損失を被つた日本国民に対し政府が補償をするか否か、補償をする場合におけるその補償の方法および額等は、戦争による被害の負担の公平、国家財政の現状等あらゆる事情を考慮して政策的に決定せらるべき事項である。

3 日本国政府は、本件については法律上当然に補償の義務を負うものではない。平和条約発効前における米軍による沖縄の土

地使用によつて住民の被つた損失は、今次大戦に起因して日本国民が被つた他の各種各種の損害とおなじく、戦争被害の一種に外ならない。この戦争による被害については可能なかぎり救済が与えられることが望ましいが、これらの被害のすべてについて国家が補償をすることは、實際上不可能事に属する。したがつて国家財政の許容する限度において、緩急度に応じ、真に救済を必要とするものについて救済の措置を講ずることをもつて満足する外はない。しかしていかなる種類の被害が真に救済に値するかは、国会ないし内閣が諸般の事情を考慮して政策的に決定すべき事項である。この政策の決定にあつては、国民負担の均衡を念とすべきであり、ことに同種の被害を受けた日本国民のうち、一部には救済を与え、他の一部には救済を与えないというが如き不均衡を生ずることは厳に避くべきである。

4 沖縄住民もまた日本国民である。平和条約発効前、本土における米軍による土地の使用によつて損失を被つた日本国民に対

しては政府によつて相当の補償がなされた。平和条約発効前における米軍による土地使用は、占領軍による徴発であつて、本土におけると沖縄におけるとでその実質を異にするものではない。しかるにこの同一の土地徴発による損失について、本土にある者に対しては政府による補償がなされ、沖縄にある者に対しては、ひとしく日本国民でありながら政府によるならぬ救済措置も講ぜられないとするならば、それは前述した戦争被害による国民負担の公平に背馳するものであつて、政策的にきわめて当を欠くものといわなければならぬ。本土と沖縄における占領方式の相違、政府が補償を実施する場合における実際上の障壁のごときは、本土における日本国民と沖縄における日本国民との差別待遇を正当づける根拠とはなし得ないものである。金般的に見れば、沖縄住民は戦時中も本土住民に比し多大の被害を受け、戦後の今日においても、米国施政下にあつて、広大な土地を収用され、本土におけるとは全く異つた悪条件下に

置かれている。沖縄住民が今次大戦の結果被りつつある苦難は、本土住民もまたともにこれを分つべきであつて、本件請願については、政府としてなにかの対策を講ずべき責務があるものと考へる。

寫

昭和三十一年十一月六日

自由民主党沖縄問題特別委員会

委員長 野村吉三郎

内閣総理大臣官房長官

根本竜太郎 殿

米軍によつて使用されている沖縄の土地等に

関する対日平和条約発効前の損失補償について

マニラに、沖縄市町村長会及び沖縄市町村軍用土地委員会連

合会より本委員会に対し、別紙のとおり標記の件に關する

陳情があつたが、本件取り扱ひについての参考に致したので

本件についての政府の所見を伺いたし。

総 理 府

昭和三十一年十一月六日

自由民主党沖縄問題特別委員会

委員長 野村吉三郎

内閣総理大臣官房長官

根本龍太郎 殿

米軍によつて使用されている沖縄の土地等に関する対日平和条約発効前の損失補償について

さきに、沖縄市町村長会及び沖縄市町村軍用土地委員会連合会より本委員会に対し、別紙のとおり標記の件に関する陳情があつたが、本件取り扱いについての参考に致したいので、本件についての政府の所見を伺ふたす。

対日平和条約発効前の米軍使用に依る

土地等の損失補償についての陳情

昭和二十年八月終戦から昭和二十七年四月講和条約発効までの七ヶ年
の間における米軍進駐による強制使用に依つて蒙つた沖縄住民の財産上
の損失については、未だ補償せられずそのままとなつています。
十四萬三千余世帯、六十三萬人^余にのぼるわれわれ同胞は、今日尚、更生
の余力なく悲惨な生活におい込まれています。
よつて、此の際母国の国会ならびに政府の温情ある御配慮をいたさきた
く、こゝに沖縄全同胞を代表して陳情する次第であります。

理由

沖縄は、米軍の強力なる軍事基地として現在全面積の十二・七%が軍用
地として接収され、しかもその四四%に相当する土地は農地であります。
そのため農業を主産業としている沖縄では、農業は勿論のこと其他の
産業も萎微し住民は日に日に困窮の一途をたどつておりまして、この問
題は今や全住民の死活を左右する重大問題となつております。

講和条約発効後の米軍接收地域に対しては、その補償額がはなはだしく
適正を欠き極めて低廉なるため、住民の大きな不満をかつておる実情で
あります。

しかるに米国は平和条約発効前の七ヶ年間の補償に対しては平和条約第
四条B項、第十九条による、日本の請求権放棄の理由をもつて、はつき
りこれを拒否しておりますのでこの補償に関する処置は、もはや母国に
御願いするよりほかに途がないのであります。

御承知のとおり、母国の各都道府県におきましては、すでに昭和二十年
勅令第六三五号ならびに進駐軍の用に供する土地等の損失補償要綱によ
り、われわれが蒙つておるのと同様の損失に対しそれぞれ適正なる補償
が行われておりますので、われわれ沖縄にも本土各都道府県と同じく母
国の恩恵が与えられるよう、特別の処置を懇願する次第であります。

補償の範囲ならびに金額（戦争による災害を含まず）

補償総金額 百七十一億六千三百三十三万八千六百六十一円

内訳

(一) 土地（総坪数は七ヶ年の累計（延坪）、補償総金額は七ヶ年の賃貸料累計額）

(1) 農地

総坪数 三億二千二百七萬五千七百五十七坪

補償金額 七十三億五千六百一萬九千五百十五円

坪当補償金額 二十二円

(2) 農地以外の土地

総坪数 一億八千五百六十六萬二千四百十四坪

補償金額 四十七億三千一百五十二萬五千九百八十四円

坪当補償金額 二十五円

(二) 物件（建物、墓、貯水タンク、石垣、立毛、立木竹等）

総件数 四萬三千九百二十八件

補償金額 二十五億七千五百十四萬七千三百五十円

(三) 其の他（移転費、休業費、復元費、漁業権、滅失地等）

総件数 二萬八百三十三件

補償金額 十三億六十三萬八千十二円

未着村（伊江村、外三ヶ村）予想額 十二億余円

昭和三十一年 月 日

沖繩市町村軍用土地委員会連合会長 桑江朝幸

沖繩市町村長会長 吉元榮真

沖繩市町村議会議長会長 伊礼正幸

殿

極
秘

講和条約発効前の米軍使用による土地等の損失補償
問題について

31.10.16
(主計局)

第一 本件と平和条約第19条との関係

1 平和条約第19条(a)項の「日本国領域」に沖縄地域が含まれていると断定することはその根拠がない。のみならず却つて平和条約の解釈を困難にするものであつて正確でない。従つて平和条約第19条(a)項を本件に適用して、沖縄住民の請求権及び日本政府の責任を論ずることは正確でない。

(1) 対日平和条約において、沖縄は日本の施政権の及ぶ地域とも、第2条地域とも区別され条約上特別の地域として規定されており、これを従来の概念による日本国領域と同一視することは早計である。

対日平和条約にいう「日本」、「日本国領域」等の用例をすべて同条約を締結する直前のものと解することも、第1条(b)項、第4条(c)項等における用例を見れば正確でない。

同条約において特に第3条地域を意識して表現する場合には、第4条(b)項における如く特に「第2条及び第3条に掲げる地域」の表現を用いている。

同条約に唯単に「日本国」又は「日本国領域」と表現し

ているものに、すべて第3条地域乃至第2条地域を含めしめて、解し、これに対して第2条乃至第3条を重複適用すべきであるという考え方にも例えば次のような無理がある。

(1) 現在沖縄の海底電線の終点施設は沖縄の保有するところである。これは第4条(c)項の適用によるものである。同条同項の「分離される領域」は第3条地域をも予定しているものと解される。とすれば同条同項の日本の終点施設は第3条地域を含まないことの明瞭な認識のもとに用いられているものである。

(2) 講和発効後沖縄における占領軍占有施設が90日以内に日本政府に返還された事実はない。

第6条(a)項の日本国領域に第3条地域を含ませた場合、同条(c)項の施行に關して、第3条を重複適用すれば相互の合意が事実上又は法律上不可能になることは認められるが、第4条(c)項を合意が不可能な場合には合意がなくとも90日以内に返還義務がないと解することは無理である。又第3条の規定する米国の三権行使権をもつて第4条(c)項の義務が排除されたとみることも無理である。何となれば第3条の三権行使権は国際法の拘束のもとに認められた内政権であり、第4条(c)項の返還義務は国際

法上の義務であるからである。

第6条(ロ)項は間接軍政の行われた日本本土のことを規定したに止まると解するならば同条(ハ)項も第3条地域を含まないものと解するのが自然である。

(イ) 今日まで日本は沖縄の連合國財産の補償を求められたことはない。

第15条(ロ)項の日本國に沖縄が含まれると解した場合、第3条の重複適用によつて返還が事實上又は法律上不可能になることは認められる。然し乍ら第3条を以つて第15条(ロ)項の返還にかわる賠償義務をも免除したものと読み難い。要するに第15条(ロ)項の日本國は沖縄を含まないものと解する外はない。

(ニ) 平和条約第19条の「日本國領域」に第3条地域を含ませることには、あとで述べるような条理上、論理上の矛盾を生ずる。同条同項の日本國民に朝鮮人を含ませることも同様である。

要するに、平和条約中における日本國乃至日本國領域の表現に現われた地域概念に第3条地域を含ませる解釈には統一性がない。

逆に第3条地域を含まない解釈によれば極めて無理のない

円滑な統一的解釈によつて現状が説明できる。

平和条約中の用例における日本國領域と第3条地域を含ませないことにしても第3条の規定とサンフランシスコ会議における諸代表の演説がある以上、政策的に、沖縄の地位を日本に不利とすることはない。

平和条約中の日本乃至日本國領域の表現に広狭二義の使い分けを認める考え方はそれぞれについて政策論を離れた明確な論理を必要とする。それでなければ法律解釈とは称し難い。従つてこの様な解釈を行う場合特に第19条に限つて第3条地域を含ませようと思ふことは論理的理由を欠くものであつて解釈としては成り立たない。

以上の理由によつて、第19条(ロ)項の日本國領域には文理解釈上第3条地域を含まないと解するのを相当とする。

~~ることができない。故に文理解釈上第19条は沖縄に適用
がない。~~

(2) 平和条約は当事国の理性的合意によるものであるから第19条において放棄の対象となるものは当時日本側においてその実体を認識し得べき範囲内のものと解せざるを得ないが、本件の如く終戦後の沖縄におけるものはその要件を全く欠くものである。故に条理上第19条は沖縄に適用がない。

(3) 対日平和条約と奄美復帰協定とを併せて合理的に解釈すれば、奄美復帰協定の第4条1項に対日平和条約第19条の規定と同趣旨の規定があり、然もその表現に若干の相違があるに拘わらず対日平和条約の特別法又は修正法である旨の文言がない。故に第19条の規定は奄美に適用がなかつたものと解すべく、一方奄美と沖縄とは平和条約第3条において同一の取扱いを受けているものであるから論理的にも第19条は沖縄に適用がない。

(4) なお平和条約及び奄美復帰協定の起草に当つた立法当事者の意思を顧みても次の事実により第19条は沖縄に適用がなかつた。

(イ) 第19条の起草に当つては「日本国領域」の中に沖縄が含まれるという積極的な認識はなかつた。

(4) 平和条約は早急の際に起草され、しかもその期間
は占領中に属していた。従つて「日本国領域」の表
現において連想されていたところは昭和27年7月
29日附司令部覚書所謂行政分離命令第3項にいう
所謂4主要島嶼を中心とする約1千の島嶼であつた。
故に北緯30度の度以南の奄美及び沖縄は意識の外であ
つた。

(5) 奄美の復帰に当り、同地域における占領軍に対す
る請求権の処理は奄美復帰協定第4条第1項によつ
て始めて合意確定されたものであるというのが両当
事国関係官の見解でありこの見解は現在もかわらな
い。第19条によつて一応処理済であつたという認
識は全然ない。

(6) 奄美復帰協定の締結にあつて、将来沖縄が復帰
した場合は奄美復帰協定第4条第1項に相当する規
定を必要とするものであると謂う見解が両当事国関
係官の一致した見解であつた。

(7) 昭和30年4月米下院軍事委員会におけるマ
ツト少将の証言については米大使館の法規関係官も
意外の感をもっている。

2 仮に、平和条約第19条(a)項の日本国領域に特に沖縄
地域が含まれているという主張に沿つて考えた場合に

いても平和条約第19条(a)項によつて日本国が、連合
国及びその国民に対する日本国民の請求権を放棄した
ということは、日本国民が連合国及びその国民に対し
て有する請求権を当該連合国が、その主権に基いて否
認しても、日本政府としては、当該連合国に対してそ
の否認についての国際法上の責任を問わない旨の約束
をしたのに止まるものであつて、日本政府が、沖縄住
民に代つてその住民自身の請求権を放棄したという意
味ではない。

第二 本件に關し、日本政府は英理上補償の責任を負うも
のではない。

1 平和条約第19条との關係においても、本来本件に
同条を適用することは正確を欠くものと解せられるが、
仮に平和条約中第19条(a)項にいう日本国領域に限り
沖縄地域が含まれているという主張に沿つて考えた場
合においても、日本政府が第19条(a)項で放棄したの
は、米國に対して外変保護権を行使する権能を放棄し
たに止まり、沖縄住民に代つて、その住民自身の請求
権を放棄したものであることは第一の2において明
らかにしたところである。従つて日本政府の行爲によ

つて沖縄住民の私権を収用したのも、移転したのも、
消滅せしめたものでもない。

一方日本国憲法によれば政府が憲法上補償を行うべき場合
については、同法第29条第3項に「私有財産は、正当な補償
の下にこれを公共のために用いることができる。」の規定が
ある。これは政府がその主権に基づいて国民の財産権そのもの
を収用し移転させ或は消滅させた場合に、これに対して正当
な補償を行うべきことを規定したものである。故に本件につ
いて第19条(a)項の適用を認める考え方にたつとしても、第
19条(b)項の外交保護権の放棄は日本国憲法第29条第3項
の場合に該当しない。従つて日本政府には損失補償を行うべ
き憲法上の責任は発生していない。

2 第19条(a)項を離れて、日本国憲法の規定に基く補償責任
を考えても、日本政府が補償責任を負うためには日本政
府による適法な行為によつて沖縄における私権が侵害された
事実がなければならない。然るに日本政府は終戦以来今日迄
沖縄において如何なる施政上の権限も責任も認められていな
かつたのである。この点は内地と根本的に異なるところであ
る。故に法律上日本政府には内地において負担したような補

償責任は発生していない。

3 日本国憲法第29条第1項は「財産権は、これを侵しては
ならない」と規定している。この規定は元來国の補償責任と
は関係のない規定であるが、この規定との関係においても、
本件につき第19条(a)項の規定の適用を認める考え方にたつ
た場合政府が放棄したのは公権たる外交保護権であつて私権
たる財産権そのものではないのであるから第19条(a)項の措
置は日本国憲法第29条第1項の場合に該当するものではな
い。

4 次に第19条(b)項の適用を認める考え方において、同項に
より放棄されたのは沖縄住民の私権そのものではないから日
本国憲法の規定上補償の問題は発生していないとしても、国
が外交保護権を放棄したことによつて、沖縄住民が国の外交
保護権による保護がなくなつたことにより不利益を受けた場
合、政府に何等かの法律上の責任が発生するのではないかと
いう考え方に対しては、日本国憲法上の補償責任に連るもの
でないことは勿論であるが、講和条約そのものが独立の意思
表示ではなく、ポツダム宣言の無条件受諾に基くものである
こと、沖縄住民の占領下に置かれた事実は国の意思表示に基
くものではなく、戦争による米国の直接強制によるものであ

ること。等の事情によつて法的責任の問題とはなり得ない。

第三 米政府の責任

1. 米政府は占領中も講和後も沖縄の領域及び住民に対する施政権者として、住民の福祉を維持向上する責任がある。
2. 終戦後の軍事占領期間中と雖も住民の私有財産を侵害すべからざること、ヘーグの陸戦法規の規定するところであり、同条約は今次大戦についてたまたまその形式的効力をもたなかつたが、この原則は国際法上の原則として否定されているものではない。
3. 平和条約第19条との関係においても、仮に同条同項が本件に適用されるという主張に沿つて考えた場合においても、同条で放棄したのは日本政府が日本政府に属する外交保護権を米政府に対して行使する権能を放棄したに止まり、沖縄住民が沖縄住民に属する請求権を米政府に対して行使することについては、何等の効果を及ぼすものではない。従つて、沖縄住民自身は自らの請求権を行使する上において、平和条約第19条が施行される以前と以後とにおいて何等の異なる地位にたつていないものではない。
4. 前記1、2及び3の事情に基づいて沖縄住民に対し、本件に關して適当な解決を与えることは米政府内政上の責任であ

ると同時にヘーグの陸戦法規及び国連憲章等に示された一般的に承認された私権の取扱に対する主権の行使に關する国際的の原則に基く国際的責任である。

第四 日本政府の責任

1. 日本政府としては、前記第一乃至第三の事情に顧み、平和条約の締結に當り正確を欠くことによつて、折角沖縄住民の有する請求権を否認し或は理由なく米国民の負担を日本国民の負担に切り換へる結果に陥ることのないよう十分に決心する必要がある。
2. 次に、沖縄住民がその施政権者たる米政府からいかなる取扱いを受けるかということは、前記第三の4に記すとおり唯単に米国内政問題であるのみならず、米政府の国際的責任に連る問題であり、然も本件に關し米政府が適当な解決を与えること自体が自由諸国の正常な国際関係を緊密に維持する上において米政府自身の利益に繋がる問題であることを指摘してその善処方について強く要望することは日本政府の重大且つ当然な責任である。
3. 沖縄住民が内地住民と同じく同胞であることによつて日本政府としてはその困難な境遇について重大な関心を払うべき政治的責任があることは言うまでもないが、もと

もと政府の施政権と内政上の責任の範囲外のことであるから、この政治的責任を果すためには当面の責任者たる米国の適当な措置を要望する以外に方法はない。従つてこの方法によつて最善の努力を払うことが政府の責任である。

4 沖縄住民の国籍と、これに関する外交保護権については、国際法上前例のない特別なものとして平和条約第3条を慎重に検討しなければならないことは勿論であるとしても、日本政府が沖縄の領域及び住民に対して所謂潜在主権をもっており、その限りにおいてこれに対して重大な関心を持つことはこれまた当然なことである。依つて本件に関しては従来の所謂外交保護権というような考え方とは別に、所謂外交交渉によつて、米側に対して現状の認識を求めるとともに、条理を尽して米側の利益をも認識せしめて円満な解決を見るよう、有効な手段を尽す責任がある。

(附記)

小笠原島元住民の講和前の損害に対する見舞措置は次の点で本件と性質を異にする。

- (1) 日本の施政地域内に居住する住民に対する施政権者としての見舞金であること。
- (2) 小笠原島民の不幸になつた原因は、帰島できない状態にあることによるものであつて米軍の使用収用対価の不払によるものではないこと。
- (3) 小笠原島民が今日帰島できない状態にあることについては、戦時中日本政府の疎開命令がなかつたら、起らなかつたとも考えられる余地があり、その意味で、日本政府にも若干の責任なしとしないこと。

アジア局第一課長 主席事務官

対日平和条約発効前の米軍使用に依る土地等の損失補償について
の請願（要点）

一 請願者

沖繩軍用土地委員会連合会会長	桑 江 朝 幸
沖繩市町村長会会長	吉 元 栄 真
沖繩市町村議会議長会会長	伊 礼 正 幸

二 請願先

衆議院議長	益 谷 秀 次
参議院議長	松 野 鶴 平

三 請願受理年月日

衆議院	昭和三十一年五月十二日
参議院	昭和三十一年四月廿三日

四 請願の要旨

終戦（昭和二十年八月）から講和条約発効（昭和二十七年四月）まで七年間の米軍の強制使用で蒙つた沖繩住民の財産上の損失の補償を

米国に要請したが、米国は、平和条約第四条B項及び第十九条の規定で日本は戦争等から生じたすべての請求権を放棄したのであるとして補償を拒否してゐるので、沖繩住民は悲惨な生活をしてゐること、又、本土では昭和二十年の勅令第六三五号および「進駐軍の用に供する土地等の損失補償要綱」によつて補償されてゐるので、沖繩についても本土と同じく補償されるよう国会及び政府に要請する。

五 補償の範囲及び金額

総額 一七、一六三、三三〇、八六一円

内 訳

(一) 土地

(イ) 農地

総 坪 数	三三二、〇七五、七五七坪
補償金額	七、二五六、〇一九、五一五円
坪当補償金額	二二円

(a) 農地以外の土地

総坪数 一八五、六六二、四一四坪

補償金額 四、七三一、五二五、九八四円

坪当補償金額 二五円

(b) 物件（建物、墓、貯水タンク、石垣、立毛、立木等）

総件数 四三、九二八件

補償金額 二、五七五、一四七、三五〇円

(c) その他（移転費、休業費、復元費、漁業権、滅失地等）

総件数 二〇、八三三件

補償金額 一、三〇〇、六三八、〇一二円

(d) 未着村予想額 一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

米側の昭和二十五年七月から昭和二十七年四月平和条約発効前までに支払った土地補償

(i) 補償の支払金額（一九五三年三月二十三日以降同年九月末日迄の分）

総額 一二五、三五四、四二六、八〇円

支払分 一一一、三九二、四九四、〇〇円

未支払分 三、九六一、九三二、八〇円（未払分は不明土地、不在地主の土地である。）

(ii) 補償の支払われる土地の面積

補償の支払を受けた確実な面積は明でないが当時の軍用地面積は

三七、六九三、三九七坪である。

備考 坪当三円二二銭（一年十ヵ月分）で一年分一円八一銭平均と推定されている。

◎琉球列島米国民政府布令ヲ百五号（一九五三年三月二十三日）

一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十七日に至るまで、米国民政府によつて使用された、琉球人私有地の賃貸契約の締結及び借地料支払の履行制限

才一条 琉球列島米国民政府は、米国民政府代行機関の要求により、所有主が立退いた土地に対して、一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十七日に至るまでの借地料を支払うことに同意する。

才二条 前記土地所有者に対する一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十七日に至るまでの借地料にあてられた金額の支払をなすには、迅速な措置を必要とするが、米国民政府が直接に、且つ、個人的に、関係土地所有主と折衝することは不可能である。

才三条 琉球政府行政政府は、所要の処置を執るために特別の地位と権限を与えられる。

才四条 よつて、琉球政府行政主席又は行政主席の指定代理人に、左

記の職務を履行することを認可し、委任し、及び指示する。

一 この布令にうたわれた土地の個人所有主の代行者となり、該所有主及び同各人の代行者として一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十七日に至るまでの該所有主の土地の使用及び借地料支払に關し、該使用主と米国民政府間の土地賃貸契約を締結し、これを手交する。追つて、米国民政府が作成して行政主席へ引渡される「財産表」には、地目及び借地料の割当金額別に項目毎に明記してある。

二 前記契約にあつては、米国民政府に対しかかる契約にかゝる土地の借地料請求による被害を及ぼさぬこと。

三 この布令に規定する期間の借地料支払にあたるため米国民政府から受領する金額は、すべて信託勘定で受け、前記財産表に明記された地目の法定所有主に与えられた資格に従つて、前記財産表における割当借地料の支払いをなすこと。

四 行政主席が土地賃貸契約を締結する権限のない地目の支払に向

けるために米國政府から受領した金額は、すべて關係地目の報告書及び証明書と共に、同金額を受領してから六ヶ月以内に米國政府へ返納すること。

四 かゝる貸貸契約の完備にあつて必要とするような次の土地賃貸契約の修正又は補足の履行その他目的の完遂

才五条 この布令の規定に基く土地の所有主は、すべて、琉球政府行政主席がこの布令を公布してから三十日以内に行政主席又は琉球政府土地課に通知することによつて才四条の規定による行政主席が代行者として契約を締結する権限を拒絶し、取消すことができる。

才六条 才四条才一号の「財産表」には「琉球列島米國民政府布令才百五号による一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十七日に至るまで貸し与えられた個人財産」の表題を添付しなければならない。

才七条 この布令は、一九五三年三月二十三日から施行する。
副長官の命により發布する。

民政官

米國陸軍准將

ゼイムス、エム、ルイス

STATEMENT OF MAJOR GENERAL WILLIAM F. MARQUAT
FOR THE
HOUSE ARMED SERVICES COMMITTEE
RE H. R. 5700
LAND ACQUISITION AND RESETTLEMENT IN THE RYUKYU ISLANDS

In the Treaty of Peace, Japan waived all war claims of its nationals against the U. S. Accordingly, the Ryukyans have no legal basis to press the U. S. for compensation for the use of their land prior to 28 April 1952.

琉球列島米国民政府に関する指令抄

宛 琉球軍司令官

発 極東軍總司令部

日附 一九五二年四月三十日

D 民政副長官に対する補足的訓令

(5) 民政副長官は、長官の承認を得て、長期経済計画に着手する。本計画は、本指令の二のBのI(A)の範囲内で琉球の自立を達成することを主たる目的として、琉球人をできるだけ各Iに参画させること。該計画は左記を含む。

(A) 企画の自由競争制度の下で、農水商工の適当な面に琉球人が参画すること。

(B) 土地の改良を含む琉球の天然資源の利用、保存に対する健全なる政策

(C) 輸取向或は輸入を軽減することのできる琉球産業の長期開

発計画

(D) 琉球人の労務その他不動産を含む経済資源をもつて、その援助に寄与したものに對する琉球駐在の米軍及び米政府代行機関による相当な賠償

(E) 外国貿易の発展。できるだけ早く民貿易の復興を目的として最初は官貿易による。

(F) 財界安定の方法。例えば赤字財政によらずして必要な琉球政府各機関を維持する為の適切公平な税制、健全な銀行及び通貨制度並びに長官の承認を得て、すべての対外取引に適用する單一為替レートの設定、これは、自由兌換を最終目的とする。

(G) ガリオア物資売上から生ずる全資金を繰入れる別途見合資金の設定。本資金の管理には、民政長官の承認及び民政長官の随時制定する規定に従い、民政長官、これをなすものとする。下段の二のDの(4)に規定せる如く、合衆国政府が永久に

右資金を使用することよりも優先権を与えるものであるが、しかしながら一九五三年六月三十日迄の中央政府運営費の支出及び情報教育計画中の最重要部門に要する経費を円予算から支払うことに関しては、この限りではない。

(9) 民政副長官は、米国政府が臨時に必要とする財産を収用したり、借用したりすることができる。使用者たる米国政府代行機関は、一九五〇年七月一日以降かかる財産に対しては割当資金から使用料を支払う必要がある。

自民党にも関係してと云う、土佐の取上げよう

というところなるに 趣。(この点、同月三十一日、床次

換り、自ら確かめたる、此決定しては。

外務省

字

相啓

御建請之勤務に御精勵のこと、推察いたします。
沖繩における平和条約発効前の米軍使用に伴う損失財産補償
に關し、平和条約第九條に規定せられた日本の請求権放棄の理由より
米側は責任を認めざることを、琉球立法院議長以下多数の代表
團は目下米軍として本件補償に對する日本政府の善処方を諸願する
次第です。

大藏省は南洋琉球は日本の行政区域外にあつたこと及び奄美五島
協定の第四條におも新たに權利放棄の規定を認むるにこの理由により、
平和条約第九條規定は沖繩地域に適用されないので意見を持
つています。元々日本法補償を中心として政府による見解を協議中ですが、
つとは奄美群島返還協定第四條成立の経緯に於てその美濟と
氷知したことを認めますが、アソフ局第五課編纂の奄美群島

外務省

返還経済中第四條に關する註(今書三三頁掲載別添の通り)
の内容は議事録又は関係記録資料より抜萃し、編纂したものと
考えますが、当時の関係ファイルの中に本問題に關する記録文書が
見当りません。

つとは右会談内容に關する基礎資料その他本問題に關する
当時の会談記録については御記憶あれば折返しお知らせを御願
先は要用漸次願込

昭和三十一年十月十六日

針谷アソフ局第一課長

佐口木書記官殿

外務省

四月二十日
受領

對日平和條約發効前の米軍使用に依る
土地等の損失補償についての陳情

昭和二十年八月終戦から昭和二十七年四月講和條約發効までの七ヶ年の間における米軍進駐による強制使用に依つて蒙つた沖繩住民の財産上の損失については、未だ補償せられずそのまゝとなつています。十四萬三千余世帯、六十三萬餘人へのぼるわれわれ同胞は、今日尚、更生の餘力なく悲惨な生活におい込まれています。よつて、此の際母国の國會ならびに政府の温情ある御配慮をいたゞきたく、こゝに沖繩全同胞を代表して陳情する次第であります。

理 由

沖繩は、米軍の強力を軍事基地として現在全面積の十二・七%が軍用地として接収され、しかもその四四%に相當する土地は農地であります。

そのため農業を主産業としている沖繩では、農業は勿論のこと其他の産業も萎微し住民は日に日に困窮の一途をたどつておりました。この問題は今や全住民の死活を左右する重大問題となつております。

講和條約發効後の米軍接収地域に對しては、その補償額がはなはだしく適正を欠き極めて低廉なるため、住民の大きな不満をかつておる實情であります。

しかるに米國は平和條約發効前の七ヶ年間の補償に對しては平和條約第四條B項、第十九條による、日本の請求權放棄の理由をもつて、はつきりこれを拒否しております。この補償に關する處置は、もはや母國に御願ひするよりほかに途がないのであります。

御承知のとおり、母國の各都道府縣におきましては、すでに昭和二十一年勅令第六三五号ならびに進駐軍の用に供する土地等の損失補償要綱により、われわれが蒙つておるのと同様の損失に對しそれぞれ適正なる補償が行われておりますので、われわれ沖繩にも本土各都道府縣と同じく母國の恩恵が與えられるよう、特別の處置を懇願する次第であります。

補償の範囲ならびに金額（戦争による災害を含まず）

補償總金額 百七十一億六千三百三十三万八千六百六十一圓

内 譯

(一) 土地（總坪數は七ヶ年の累計（延坪）、補償總金額は七ヶ年の賃貸料累計額）

(イ) 農 地

總 坪 數 三億二千二百七萬五千七百五十七坪

補 償 金 額 七十三億五千六百一萬九千五百十五圓

坪當補償金額 二十二圓

(ロ) 農地以外の土地

總 坪 數 一億八千五百六十六萬二千四百十四坪

補 償 金 額 四十七億三千一百五十二萬五千九百八十四圓

坪當補償金額 二十五圓

(二) 物 件（建物、墓、貯水タンク、石垣、立毛、立木竹等）

總 件 數 四萬三千九百二十八件

補 償 金 額 二十五億七千五百十四萬七千三百五十圓

(三) 其の他（移轉費、休業費、復元費、漁業權、滅失地等）

總 件 數 二萬八百三十三件

補 償 金 額 十三億六千三百八十二圓

未着村（伊江村、外三ヶ村）豫想額 十二億餘圓

(四)

昭和三十一年 月 日

沖繩市町村軍用土地委員會連合會長

森 江 朝

沖繩市町村長會長

吉 元 榮

沖繩市町村議會議長會長

伊 禮 正



アジア局長

中川 融 殿

補償項目別集計表 (皇昭和二十年8月
至昭和二十七年4月)

項目	件数	金額 円	備考
(1) 土地	101,356	12,087,545.499	
農地	55,959	7,356,019.515	
農地以外	45,397	4,731,525.984	
(2) 物件	43,928	2,575,147.350	
立毛	2,655	36,645.837	
果樹、茶樹、桑樹	3,666	444,972.918	
薪炭材	2,760	65,337.924	
建物賃貸料	190	44,449.125	
建物	9,563	876,774.474	
井戸	6,872	87,983.622	
墓	2,609	581,096.703	
溜池	626	10,115.544	
石垣	8,348	238,320.036	
貯水タンク	2,297	17,582.418	
護岸	7	9,413.259	
立木竹	4,325	161,973.090	
製糖工場破壊	1	482.400	
(3) その他	20,833	2,500,638.012	
離作料	510	34,685.412	
建物移転費	3,478	72,968.880	
移転費	8,278	24,931.170	
滅失地	328	209,720.265	
解放復元	6,929	199,618.083	
残存隣接財産	203	19,384.743	
権利	100	28,749.123	
休業補償	9	4,567.290	
祭詞料	859	6,177.705	
養殖漁業	47	13,969.752	
海面漁業	63	681,791.502	
不法行為	29	4,074.087	
未着 (伊江村)	—	1,200,638.012	
総合計	166,117	17,163,330.861	

参考資料

(一) 對日平和條約抜粹

第四條 B 項

日本國は、第二條及び第三條に掲げる地域のいづれかある合衆國軍政府により、又はその指令に従つて行はれた日本國及びその國民の財産の處理の効力を承認する。

第十九條 (A)

日本國は戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合國及びその國民に對する日本國及びその國民のすべての請求權を放棄し、且つこの條約の効力發生の前に日本國領域におけるいづれかの連合國の軍隊又は當局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求權を放棄する。

(D)

日本國は占領期間中に占領當局の指令に基いて、若しくはその結果として行はれ、又は當時の日本國の法律によつて許可されたすべての作爲又は不作爲の効力を承認し、連合國民をこの作爲又は不作爲から生ずる民事又は刑事の責任に問ふいかなる行動もとりなすものとする。

(二) 米國下院軍事委員會に於けるワイリアム・F・マーカー少將の證言抜粹

講和條約において、日本は米國に對する國民の戦時賠償要求權をすべて放棄している。したがつて琉球人は、一九五二年四月二十八日以前の土地使用に對して米國に補償を要求する何らかの法的根據をもたないわけである。

琉球の現状は平和條約第三條に由來するものであり、本條において日本は米國に對し「領水を含むこれ等の諸島の領域及び住民に對して、行政、立法及び司法上の權利の全部を行使する權利」を認めている。

(三) 昭和二十年十一月十九日勅令第六百三十五号

昭和二十年十一月十九日閣令第五十六号
第十八條 政府は第二條の規定に依る要求物資の使用又は投用に依り生じたる損失を補償す

アジア局長

アジア局第一課長

314.21 第一課

18

(印)

平和条約発効前沖縄における米軍による

土地等使用に伴う損失補償に関する件

外

昭三二四二〇

アジア局第一課

送約局第三課長

付与の上

アジア局長

四月二十日 琉球関係者三名(別紙参照)がアジア

局長を訪問 平和条約発効前 米軍による土地等

の使用により琉球住民の蒙った損失補償につき

別添陳情書をもって 政府の措置を要望越した。

二 本件損失の米國に対する請求権について 日本國は

外務省

31.4.23 局長附

回覧番号 一 131

平和条約第十九条(四)項により、これを放

棄してゐると解されるが、総理府では、国内措置

を検討するに当り、平和条約の関連規定の解釈を

明確にすることを希望し、近く文書をもって

当省に質問越すことを考へてゐる。

外務省

平和条約第三課長
におき、物等係
を乞ふ。 外
中
平和条約第三課長

電信写

昭和三一 一九三 平 沖繩 一月五日一三五〇発
本省 五日一八五五着
ア一

岸 大臣 沖繩市町村長会

(講和前損害補償費計上方要請の件)
八〇萬県民の悲願である講和前損害補償費の三二年度予算計上
方是非お願いする。

配布先 大臣、次官、官房長、アジア局長、ア次、総、人、
会、亜総、一

(了)

外務省

南方班
アジア局
32.1.18
第一課

回見番号
ア一 1719